

生駒市議会の会議におけるタブレット等私用端末の持込に係る運用基準（案）

1. タブレット等私用端末（以下、端末）とは、タブレット、パソコン、スマートフォン等の情報通信端末で、通話の目的で使用していない端末とする。
※タブレットとスマートフォンの明確な区別ができないことから、スマートフォンも含める。持ち込みを認めるものは、通話目的で使用していない端末とする。携帯電話として使用している端末は、従来どおり持ち込みできないものとする。
2. 端末の使用を認める会議（以下、会議）は、本会議、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会、全員協議会、議案説明会、広報広聴委員会、災害対策委員会及びその他議長が必要と認める会議とする。
3. 会議に端末を持ち込んで使用する場合、当該会議の目的外で使用してはならない。
4. 端末の使用範囲は、以下に定めるものとする。
 - (1) 端末内の資料閲覧
 - (2) 議事に関する情報のインターネット検索
 - (3) メモ機能
 - (4) 計算機機能
5. 端末の使用に当たって、次に掲げる事項については、これを禁止する。
 - (1) 会議を撮影し、録音し、録画し、又はインターネット上に中継すること。
 - (2) 会議に出席していない者に情報を発信すること、又は会議に出席していない者から情報を受け取り、確認すること。
※SNS や掲示板、メールの利用（、通話）を想定
 - (3) 動画又は音声を視聴し、又は視聴させること。
 - (4) 出席者の迷惑になる行為を行うこと。
6. 端末を使用する者が4及び5の規定に違反したときは、会議の長は、必要に応じて端末の使用を停止させることができる。